

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県教育委員会
- 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

### 福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年二月二十二日

福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会規則第二号

##### 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立福島商業高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に、「二二〇人」

経営情報科	二四〇人
マネジメン ト会計科	二四〇人

を「八〇人」に、

を

経営情報科	一六〇人
マネジメン ト会計科	一六〇人
情報ビジネ スコ	八〇人
経営ビジネ スコ	八〇人

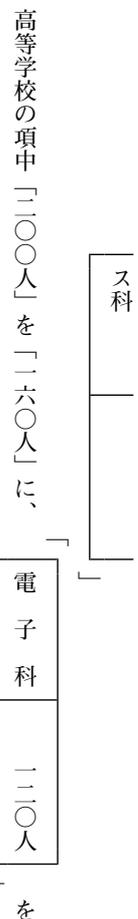
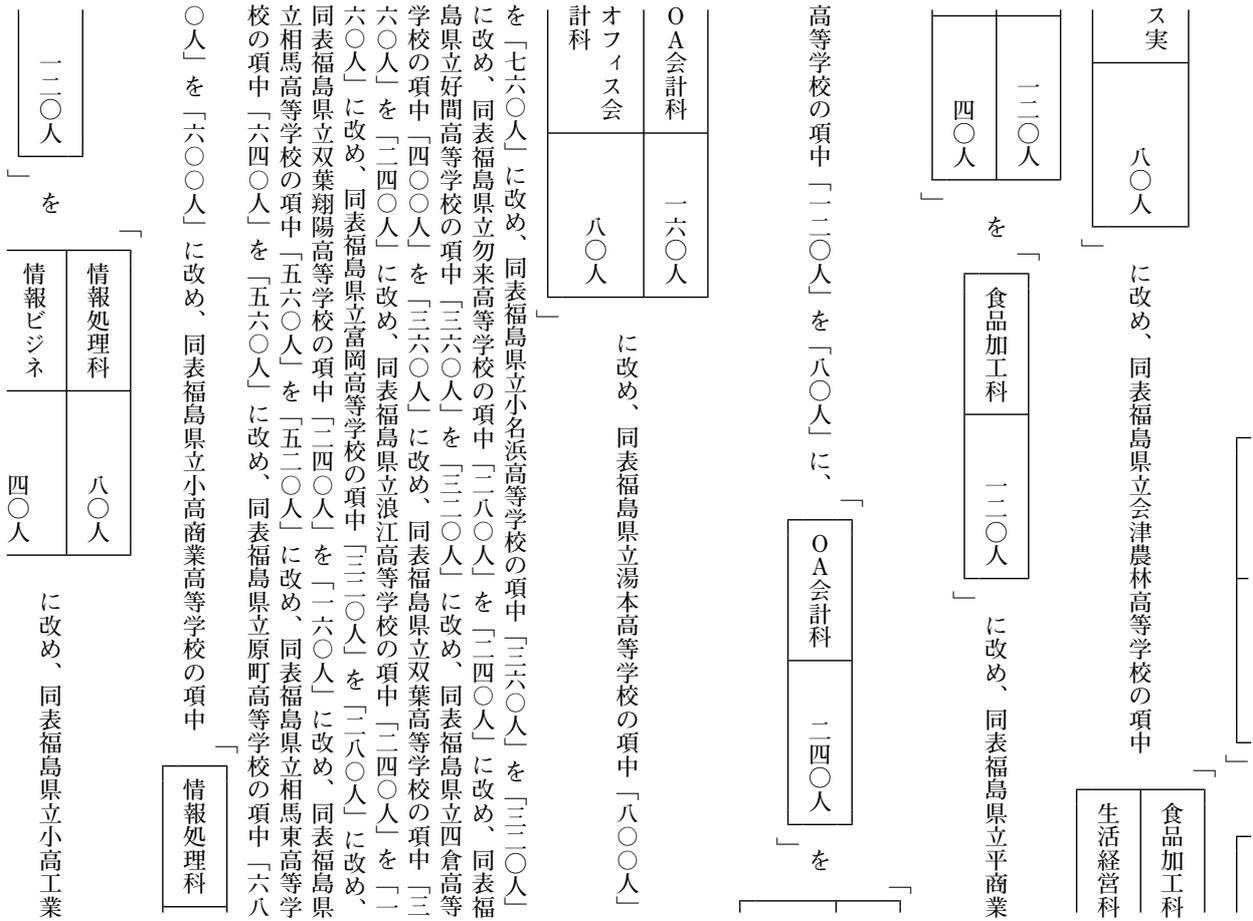
に改め、同表福島県立福島北高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、

同表福島県立福島東高等学校の項中「九二〇人」を「八八〇人」に改め、同表福島県立福島南高等学校の項中「二二〇〇人」を「二六〇〇人」に改め、同表福島県立川俣高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立二本松工業高等学校の項中「二〇〇〇人」を「一六〇〇人」に改め、同表福島県立郡山東高等学校の項中「九六〇人」を「九二〇人」に改め、同表福島県立郡山商業高等学校の項中「二六〇人」を「八〇人」に改め、

同表福島県立郡山高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立須賀川高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立長沼高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立白河旭高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立塙工業高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立修明高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立田村高等学校の項中「二四四〇人」を「二〇〇〇人」に改め、同表福島県立小野高等学校の項中「四八〇人」を「四四〇人」に改め、同表福島県立会津高等学校の項中「八八〇人」を「八四〇人」に改め、同表福島県立葵高等学校の項中「八〇〇人」を「七六〇人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立喜多方東高等学校の項中「四八〇人」を「四四〇人」に改め、同表福島県立喜多方桐桜高等学校の項中

会計ビジネ スコ	八〇人
-------------	-----

ビジネス実 務科	一一〇人
ビジネス 務科	を



**附 則**  
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(高校教育課)

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十五年二月二十二日  
福島県教育委員会

**福島県教育委員会規則第三号**

**福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。  
第三十五条を次のように改める。

**（事故の報告）**

**第三十五条** 職員は、事故が生じたときは、直ちにその事情を校長に報告しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(高校教育課)